

平成25年 10月16日

各障害者支援施設長 様  
各関係障害福祉サービス事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局  
障害福祉部障害者支援課長

### 社会福祉施設等の給食施設に対する監視指導について

みだしのことについて、下記のとおり、保健所食品衛生監視員による監視指導が実施されますので、お知らせします。

社会福祉施設等においては、集団で生活していることから、ひとたび食中毒や感染症が発生すると、重篤な症状の患者の発生や、被害が広範囲に及ぶ恐れがあります。これらの点を踏まえ、監視指導が実施されますので、調理従業者の健康管理並びに施設及び食品の衛生管理の一層の徹底をお願いいたします。

#### 記

#### 1 実施期間

平成25年10月～平成26年3月

#### 2 実施内容

施設の衛生管理、調理従業者・職員等の健康管理について、徹底が図られているかを点検します。なお、次の事項については、重点的に監視指導が行われますので、ご留意下さい。

- (1) 調理従業者等の衛生管理
- (2) 適切な方法による手洗いの励行
- (3) 調理器具等の洗浄と殺菌の徹底
- (4) 加熱調理食品における十分な加熱
- (5) 調理後の食品等における二次汚染の防止
- (6) 食品の温度確認等の衛生管理
- (7) 検食（保存食）の保存

### 3 その他

ノロウイルスによる食中毒防止にあたっては、「社会福祉施設等におけるノロウイルス対策マニュアル」を活用し、中心温度の測定を始め、施設の衛生管理、調理従業者の健康管理等の一層の徹底を図られますようお願いいたします。なお、ノロウイルス対策マニュアルについては、本市の公式ウェブ上に掲載されておりますので、確認、印刷のうえ、各施設で十分活用していただきますようお願いいたします。また、ノロウイルス対策マニュアルの改正を行った際には、改めてご連絡させていただきます。

(参考) ノロウイルス対策マニュアル掲載ページ

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>

(障害者支援課指導係：972-2578)